



No. 179

ティーブレイク

Tea Break

思い出不協和

会員 正林 真之

高価なものを購入したとき、例えば収入の割に極めて高価な高級車を買ってしまったとする。そうすると、その人は、購入前に行った以上に、高級車のカタログを見ることがある。実際には、その高級車を購入する前には、情報を集め、散々に吟味したのである。その結果、あるものに決めて、思い切って購入した。

けれども実際には、そういった人に限って、購入前以上にカタログに見入ることになるのである。それは、自分自身の決定に完全な自信があるわけではなく、「本当にこれで良かったのか?!」と思う気持ちが、購入後のカタログ確認に彼をかき立てるのである。この彼は、「やっぱり自分の決定は正しかった」という安心が欲しいのである。

このように、購入後によくよくと思悩む現象を、マーケティングの世界では「認知的不協和の解消」と呼んでいる。自分では良いと思って購入したものの、やはり完全なる自信は持てず、「もし他にもっと良いものがあったら、どうしよう」「自分の決定は、実は間違っていたのではないか」「実は、高値掴みをしていたり、ぼったくられたりしているのではないか」という不安が生じる。そこで、その不協和を解消するために、「やっぱり自分の判断は正しかった」という安心を得たいがために、購入前以上に情報収集に走る。人間とは、そういうものなのである。

こういった現象は、「買ってはみたものの、もう買い替えが効かないもの」、実質的に「もう、元に戻らないもの」、あるいは「元に戻らないに等しいもの」を購入した場合に生じる。高級車や不動産、高級家具などは、その良い例である。

ちなみに、こういった面々に「あちらのほうが良かったのでは・・・」などと指摘すると、とたんに強力な反

撃にあうことになる。人間というのは、自らの決断に対して、それほどまでに自信が持てないものなのである。

同様のことは何も、物だけではない。結婚や就職・転職の場合にも、起こる。結婚を決めた後に、今さらながらに「本当にこの相手でよかったのか」と思い悩むのはどこでも見られる現象であるし、ある会社に転職をしてみたものの、それ以前よりも転職雑誌や転職情報に目が行ったりするものである。ことに知財業界の場合には、特許事務所にしろ企業にしろ、出戻りというのは実質的に許されていないことが多いので、現実的には一方通行になることが多い。なので、転職先を決めた上で勇気をもって退職届を出したものの、それ以前よりも今の事務所のことが気になったり、それ以上に転職情報に目が行ったりするものである。「後悔先に立たず」とは言うけれども、それが人間のサガというものである。

ところが、親子関係の場合には、そうはいかない。生まれたときに親は既に決まっているし、子供は親を選べない。これは常識的過ぎるほど、常識である。けれども、特別な場合には、子供が親を選べることもある。そう、里親に対して実の親が現れてきたときには、子供に「選択の余地」が生ずる。そしてこのことは、多くの小説や映画において、我々に問題を投げかけるような形で提供される。

このあたりを描いたものに、「そして父になる」がある。赤ん坊のころに取り違えが発覚した夫婦が、本当の親の下にということで、子の交換を試みるのである。なぜタイトルが「…父になる」なのか。そう、母親は、母親になろうとしなくても母親である。けれども、父親というのは、そうではない。色々なエピソードがあって、ようやく父親になるものなのだ。なので、母と子は、た

とえそれがどのような状態になろうとも母子であることに変わりはないのだが、父と子というのは、何らかの原因によって完全に断絶してしまうことがある。なので、里親と実親の間で選ばれるのは、父親のほうである。したがって、里親か、それとも実親かを選択した子供が、「やっぱり、あっちのほうが良かったかな...」と思うのは、むしろ父親のほうを想定して考えているのではないかと思う。

ところで、「基本的に選択の余地はないが、特殊な場合には選択ができる」というのは、子供のほうだけでなく、親のほうも同じである。複数の子供を抱える特許事務所の所長が、どちらかを後継者にと考えるような場合である。ちなみに、男であるか女であるかによって後継者を決めるような時代はとうの昔に過ぎ去っている。そうであるのでなおさら、例の大塚家具の事例を見てみればわかるが、選択後に後悔することも多かるう。

実は、この「そして父になる」の映画を家族で見ている時に、ふいに娘が、「もしウチに取り違えがあったとしても、今さら実の親が出てきたところで、私はそっちには行かないよ」と言った。しかも、そう決断したところで何も後悔はないといったようなキリリとした表情である。それに対して、本当にそう思うのかと確認をしたくもなったが、その言葉を呑み込んだ。

もちろん、かの娘が大人になっても自分のその発言を覚えているかどうかは分からない。ただ、そのときには、「本当にそう思っているのか」と念を押して聞く気には、どうしてもなれなかった。なので将来は、「言った、言わない」で不協和が生じ、それこそ大塚家具のようになってしまうのかもしれないが、父なる実感と喜びが得られたこの瞬間なればこそ、もはやそんなことはどうでもよいようにも思える。この季節にしては珍しく、外は本当に穏やかな空模様であった。

パンフレット「弁理士Info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。
一般向き。A4判30頁。

価格

一般の方は原則として無料です。
(送料は当会で負担します。)

問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室
e-mail: panf@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
電話: 03(3519)2361(直)
FAX: 03(3519)2706

